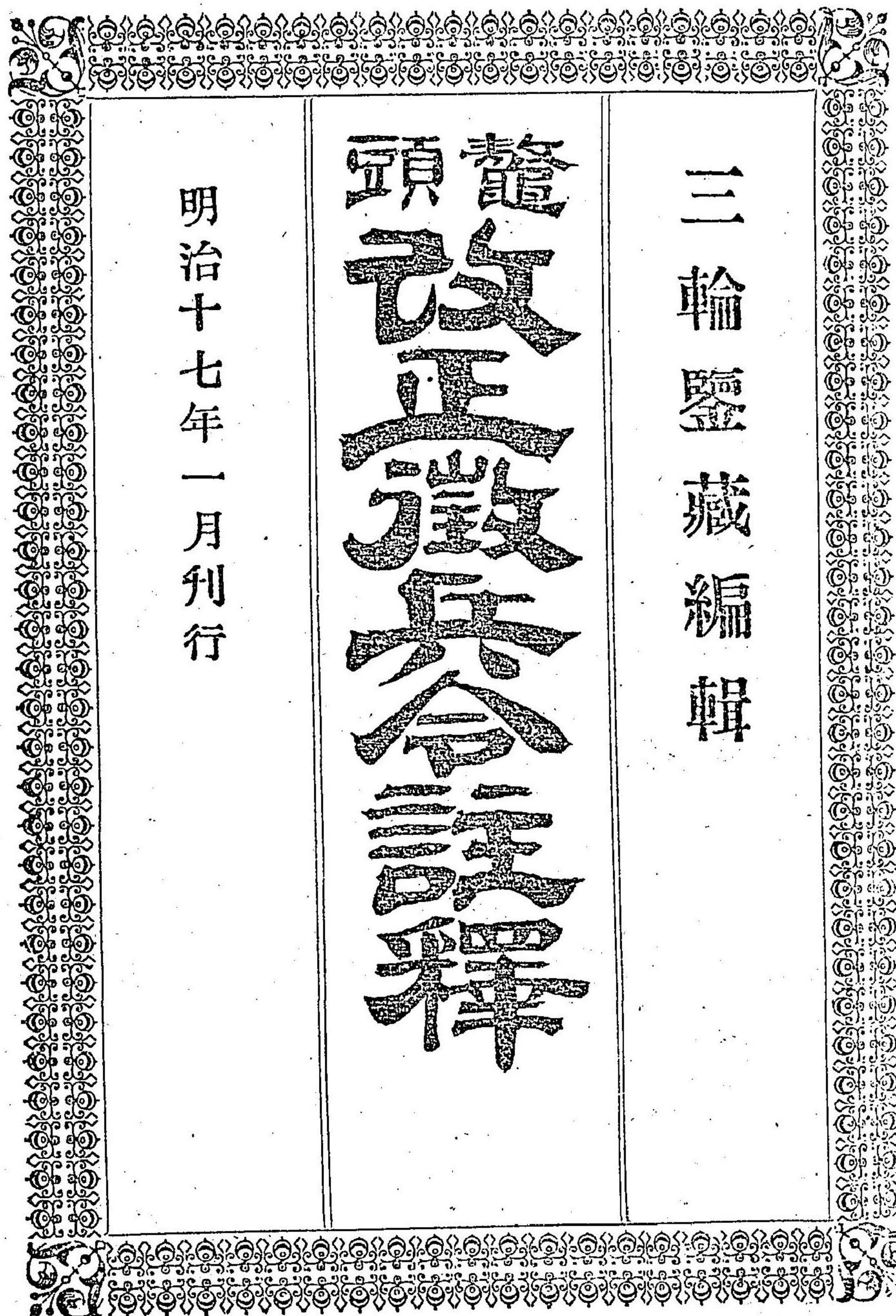


F - 41



兵ハ國ノ本ナリ世界萬國共ニ皇威ヲ輝カサント欲セ
ハ須ラク先ツ兵備ヲ嚴ニセスンハアル可カラズ方今
宇内ノ形勢ヲ鑒ミルニ歐ニ英ノ内亂アリ亞細亞ニ清
佛^ヌ紛擾^{アリ}昨ノ攻戰今日ノ擾亂日ニ起リ月ニ發ス
豈全日^ノ太平モ永ク保スルヲ得ンヤ故ニ兵備ナル者
ハ平時ニ於テ之ヲ盛ニセスンハアル可カラサルナリ
今ヤ我カ叢聖文武ナル明治天皇陛下夙ニ叢慮ヲ運
ラセラレ昨明治十六年十二月廿八日ヲ以テ改正徵兵
令ヲ頒テ廣ク國民ヲ募リ軍備ヲ整ヘ衆ト共ニ我國ヲ
護衛シ永ク太平ノ樂ヲ共ニセント欲シ玉ヘル聖意
ノ辱ナキ謹テ感戴シ奉ラサル可ケンヤ苟モ生ヲ我國

ニ稟クル者踴躍奮起進テ徵ニ應シ力ナ王事ニ致シ國
民ノ本分ヲ盡サスンハアラス生等草莽ノ臣 聖恩ニ
沐浴スル久レト雖ニ固ヨリ不能何ヲ以テカ鴻恩ニ報
フ可ケンヤ今マ幸ニ本令ノ出ルニ當リ自カラ不學ナ
揆ラス忘リニ之レカ訓詁ヲ作り世ノ同志ニ諮シ聊カ
九牛ノ一毫ヲ補フト云フ

明治十七年一月

編者識

頭改正徵兵令註釋目錄

第一章 總則	自第一條至第七條	一丁
第二章 服役	自第八條至第十五條	三丁
第三章 免除及び猶豫	自第十六條至廿三條	七丁
第四章 徵兵區及び抽籤	自第廿四條至卅九條	十七丁
第五章 補充員及び豫備徵員	自第三十條至四十五條	廿丁
第六章 雜則	自第卅四條至四十五條	廿二丁

正誤

五葉の本文七行目

官立の下(公立)と脱す

替一葉の本文四行目

徵兵ハ(徵員)の誤り

番一葉の本文八行目

函館縣の下(管)の字を脱す

釐頭註解

釐頭改正徵兵ハ註釋

○第一章徵兵令凡

六章と爲す第一條より第

七條ふ至る迄を第

爲す第一條より第

七條ふ至る迄を第

爲す第一條より第

七條ふ至る迄を第

爲す第一條より第

七條ふ至る迄を第

第一章と云ひ本令は

總くの規則を集め

字を集め句と爲し

句と積み章と爲し

章と積て編と爲す

則ち一章は一くぎ

第一條 全國の男子年齢滿十七歳より滿四十歲迄の者は總て兵役又服す可た者とす
第二條 兵役ハ陸軍海軍共々常備兵役後備兵役及び國民兵役とす

第三條 常備兵役は別ちて現役及び豫備役とす其現役は三個年又一て年齡滿二十歳に至れたる者之よ服一其豫備役ハ四個年

○全國の男子年齡

満十七歳よ_マ滿四

十歳迄の者 日本国中の男

又て十七歳満年よ

又四十歳満年迄の

者と誰れに限られ

凡て兵士にある者

である○兵役 兵卒

役す○陸軍海軍陸上

事務に於く軍さる者

と海上に於て軍さ

る者と○常備兵役平

兵卒則ち鎮臺在住

兵卒○後備兵役

ありしろ備への兵卒

にて則ち常備兵三

ふ一て 現役と終えたる者之に服す
と終えたる者之又服す

第四條 後備兵役ハ五個年ふ玄て常備兵役

第五條 國民兵役ハ年齡満十七歲より満四

十歲迄の者ふ一て常備兵役及び後備兵役

中又在りざる者之又服そ

第六條 各兵役の期限已に満ると雖も戰時

或之事變ふ際するとた若くハ臨時又演習

外國駐劄中其期と延すことあるべし

或之觀兵の舉あるとき若くハ航海中或之

第七條 重罪の刑ふ處せられたる者ハ兵役

ふ服せる事を許さず

第八條 陸軍現役兵之毎年所要の人員又

第二章 服役

の法に依り當籤の者と以て之に充つ

兵工丁壯身材藝能職業ふ從ひ歩兵騎兵

及ひ島嶼の人民と調查し海軍又適する職方

豫備役とす常備兵役

別ちて現役及び豫備役と豫て備へ置くの役と双手に別ける而しく現役とて鎮臺より居住す

四年の役及び豫備兵四年の役と卒りたる者○國民兵役中國の人民と以て成り立したる者又玄て則ち常備兵及後備兵にならざる人の満十七歳より満四十歳まで者と以て之と○常備兵役編成す○常備兵役

在の役と豫て備へ置くの役と双手に別ける而しく現役とて鎮臺より居住す

日本國中の男
又四十歳満年迄の者と誰れに限られ凡て兵士にある者である○兵役 兵卒役す○陸軍海軍陸上事務に於く軍さる者と海上に於て軍さる者と○常備兵役平兵卒則ち鎮臺在住兵卒○後備兵役ありしろ備への兵卒にて則ち常備兵三

る年数は三個年として豫備兵の現役と卒りてはち四ヶ年間つてむる者あり○後備兵役の五個年云々後備兵役常備役は年浪則も三年と四年都合七年間つとめを卒する者ふしく是れより向き亦五ヶ年とつどむるあり○各兵役の期限ふく兵役の年限則ち上に述べたる常備兵役七年後役五年あとの類を云ふ

法に依り當籤の者を以て之又充但海軍志願兵徵募規則に依り就役せる者は本令の限に在らす

第九條 陸軍雜卒の現役期限は其職務に因り之を短縮することある可し但常備兵役の全期は之を減することなし

第十條 年齢二十歳に満たると雖とも満十歳以上者の現役を志願れるふと得下にして官立自縣立學校小學校と除くの卒業證

○已満るものはやる○戦時或ひ事變戦争起きたると騒動にても○際起きたる時と同じする出會ふこと○臨時演習不意練する○觀兵の舉あると見るふにて練兵の試験○航海中或ひ外國駐劄中航中又は陸海軍にて外國へとよ

書と所持し服役中食料被服等の費用と自辨する者に願又因り一個年間陸軍現役に服せしむ其技藝又熟達する者は若干月に迄て歸休と命する事ある可し但常備兵役の全期は之と減するふとあし

第十二條 現役中殊に技藝に熟し行狀方正ある者及び官立學校小學校を除くの沙兵操練科卒業證書と所持する者に其期未だ終らずと雖も歸休を命することある可し

第十三條 豫備兵の戰時若くは事變に際し

記す○毎年年に○所要の人員に應じ用の人がすに○壯丁相應しての身材藝術能職業よ從ひ若盛りの者のからだ身れ丈け又得手の一わざ或ひ稼ぎなりといに由○歩兵かちだり○騎兵馬乗り○砲兵大砲○工兵ちけいぶ職者方兵とて陣屋臺場其他軍中必用の器具を製造する兵○輜重兵糧兵

第十五條 國民兵の戰時若くは專襲に際し
後備兵と召集し仍ほ兵員を要するときより
限り之と召集して軍役に充て
つ
第三章 免除及び猶豫
第十六條 兵役を免除する
等として徴兵検査規則又は照り兵役に堪へ
ざる者に限る
左に掲くる者又は徴集と猶豫す但
第十條 其の年補充員不足するとき又は戰時若くは
其の年補充員不足するとき又は戰時若くは

り居る中○其期と延する
徴兵に操込む○重年期をのをす○重
罪の刑又處せられ
たる者刑法第七條に載する重
禁刑則ち死刑無期徒
刑有期徒刑有無期
流刑輕重懲役輕重
禁獄の九刑を云ふ
○兵役に服をるこ
とを許さず徴兵の
役にん
○第二章服役條以
使かわぬ
下第十五條迄兵役
又操り上くる事と

之と召集玄常備隊と充實玄又補充隊に編へ
制す平常より在くと技藝復習の爲め毎年一度度六十日以内之と召集玄又兵員實查の爲め毎年一度度點呼と爲す但し海軍豫備兵は技藝復習の爲め毎年一度度點呼と爲す其技藝復習し常備兵の事變に際し後援と豫備兵に次て之と召集し常備兵の後援と爲も平常に在て其技藝復習せ爲めに點呼と爲もをあとし及ひ兵員實査の爲めに點呼と爲めに點呼と爲もをあと豫備兵に平常に在て其技藝復習し常備兵の後援と爲もをあと豫備兵に同じ

或へ軍器等と諸○
方へ運ふ兵卒○
雜卒職工諸事何と
らく兵卒○區別へ
職方あり○區別へ
てと付○抽籤くじ
きる○當籤くじに
とす○當籤くじに
○充りめる○海
軍所要用○海軍入○
人員數○沿海地方
海邊又○島嶼の
ふ國々○島嶼の
人島國○調査取
調べ○海軍よ適する

事變○際し兵員と要する時は之を徵集す
第一項 兄弟同時に徵集に應する者の内
一人及び現役兵は兄或は弟一人
第二項 現役中死没又は公務の爲め負傷
し若くは疾病又は免役したる者は兄
第三項 戶主年齢滿六十歳以上者の者
子或は承祖の孫
第四項 戸主廢疾又は不具等にて一家
れ生計を營むこと能はざる者の嗣子或

職業海邊島國の人
民の平生ふ船
乗るに慣れて居る
故又海軍に取り立
るな○水兵火夫職
工軍艦又乗組み
工水仕事を爲し或
は蒸氣の火と焚き
其他船中の用事を
そる○海軍志願兵
職人○海軍兵士
徵募規則海軍兵士
就役やくふ○本令
此の徵兵○職務申
令と云ふ○本令
付けられた○短縮
付と止め

の承祖の孫
第五項 戸主
間徵集と猶豫す
第一項 左に掲くる者ハ其事故の存する
第二項 教正の職に在る者
官立府縣立學校と小學校の卒業證
書と所持する者にて官立公立學校
員たる者
第三項 官立大學校及び之に準する官立

ちゅう〇常備兵役の
全期間あり〇減そ
るほどなしへらひ
せ〇志願ひ出〇

官立府縣立學校學
校中學校師範學校
醫學校等凡て官よ
ど設けられた〇卒
業證書免許狀〇所
持もて〇服役中
兵卒ふ使わ〇食料
被服食物の代金き
るもの、まゝある

ひ〇費用と自辨す
る者入用と自分で
辨よへるもの
〇一個年間陸軍現
役に服せ玄む一年
常備軍とあして鎮
臺より住込みますなり
〇其技藝よ熟達す
る者調練と上手ふ
る者覺へ込みし者
〇若干月の月日
〇歸休と命を我家
へら〇殊ふ技藝よ
熟し勝きて上手ふ
調練をする

〇行狀方正ひよく
身の行

第四項 陸、海、軍、生、徒、海、軍、工、夫、
第五項 身幹未た定尺に満たさる者
第六項 疾病中或は病後の故と以て未た
第七項 勞役よりありたる者
第八項 禁錮以上に該る者
第九項 と爲り裁判未決の者
第十項 と爲り裁判未決の者
第十九條 第十九條
業一個年以上の課程を卒たる生徒ハ六
個年以内徵集を猶豫モ
第二十條 左に掲ぐる者は豫備兵に在る而
後備兵に在るとと問へモ復習點呼の爲め
召集することを准し但戰時若くは事變又際
してハ太政官の裁と經へ召集をること
ある可し
第一項 官吏判任及ひ戸長
第二項 教導職試補を
第三項 官立公立學校教員

める〇常備兵役の
全期間あり〇減そ
るほどなしへらひ
せ〇志願ひ出〇

官立府縣立學校學
校中學校師範學校
醫學校等凡て官よ
ど設けられた〇卒
業證書免許狀〇所
持もて〇服役中
兵卒ふ使わ〇食料
被服食物の代金き
るもの、まゝある

ひ〇費用と自辨す
る者入用と自分で
辨よへるもの
〇一個年間陸軍現
役に服せ玄む一年
常備軍とあして鎮
臺より住込みますなり
〇其技藝よ熟達す
る者調練と上手ふ
る者覺へ込みし者
〇若干月の月日
〇歸休と命を我家
へら〇殊ふ技藝よ
熟し勝きて上手ふ
調練をする

第四項 陸、海、軍、生、徒、海、軍、工、夫、
第五項 身幹未た定尺に満たさる者
第六項 疾病中或は病後の故と以て未た
第七項 勞役よりありたる者
第八項 禁錮以上に該る者
第九項 と爲り裁判未決の者
第十項 と爲り裁判未決の者
第十九條 第十九條
業一個年以上の課程を卒たる生徒ハ六
個年以内徵集を猶豫モ
第二十條 左に掲ぐる者は豫備兵に在る而
後備兵に在るとと問へモ復習點呼の爲め
召集することを准し但戰時若くは事變又際
してハ太政官の裁と經へ召集をること
ある可し
第一項 官吏判任及ひ戸長
第二項 教導職試補を
第三項 官立公立學校教員

行儀正 ○ 官立公立

しく ○ 小學校をのぞ
學校を官よど設け

ふる○歩兵操練科
學校の卒業證書と

卒業證書からだち
兵の調練

とする學問とある
たる卒業證書あり

○其期末だ終りす
と雖も常備兵とあ

期限がす ○ 役休と
まずとも 役休と

命するまとある可
し我家へ歸さる、
ことかあるなり

○召集よび ○ 充實
だし ○ 充實

第四項 府縣會議員

官立府縣立醫學校の卒業證書と
所持して醫術開業の者

第二十一條 官省院廳府縣又於く餘人と以
て代ふ可からざる技術の職と奉する者は

太政官は決裁に依く徴集を猶豫するも
ある可し

第廿二條 左に掲くる者と第十七條に照し

て徴集と猶豫するの限り在らモ
第一項 附籍戸主及む附籍戸主の嗣子或

第二項 廢疾又は不具等にして一家の生

計と營むこと能はざる又非也或ひ重罪
の刑ふ處せられたるに非ずして嗣子承
祖の孫若くは相續人を罷め更小定めふ

ハ承祖の孫

第三項 年齢六十歳未満の戸主廢疾又は
不具等ふして一家に生計を營むこと能

る嗣子承祖の孫

第三項 年齢六十歳未満の戸主廢疾又は
不具等ふして一家に生計を營むこと能

人員を ○ 補充隊あ
みこす ○ 補充隊あ
編制すとこす兵隊
よあみ ○ 平常に在
拵へる ○ 常の日 ○ 技藝
復習調練稽古 ○ 兵
員實査れ爲め兵隊
あと ○ 點呼番号と
さめ ○ 點呼番号と
云ふ ○ 要する時用
ことす ○ 隊伍に編制
る時

一で軍役に充つみ組
内にあみこしらへて軍さ役場にあて
て軍さ役場にあてて軍さ役場にあて
る

○第三章免除及ひ
猶豫第十六條以下
猶豫第二十三條迄
と免役除役及び期
限とゆうよする譯期
柄と○兵役を免除
述ふ○兵卒になる
するこの役目とも
するす○癡疾又と
どりかぬ者又不具と
不具癡疾と怪我
不具不具と玄く自由
きかぬ者又不具と
きかぬ者又不具と
生れ付きの片わ
て生れ付きの片わ

以上の者にして其跡と繼きたる戸主の
嗣子或ひ承祖の孫
第四項 分家し又ハ絶家若く之廢家を再
興したる戸主及び其戸主の嗣子或ひ承
祖の孫

第五項 嗣子承祖の孫失踪玄て五個年と
經さる者の跡に定めたる嗣子承祖は孫
第六項 第二項第三項第四項に當る嗣子
或と承祖の孫よ玄く戸主廢疾又ハ不具
等にして一家に生計を營むこと能こと

者則ち盲者聾者跛
者啞者坏五体の備
わトハ○徵兵檢登
者なり規則兵卒にとる可
たそ○照しらべ
○兵役に堪へざる
者兵卒になる事の
者あらぬ者なり
○左に掲くる者ひ
りよ書き○徵集と
猶豫を徵一集めの
猶豫を日限とのを
す○其年補充員不
足するとき其年に
當る

るに非ず或之重罪の刑又處せられふる
も非ずして戸主と罷免其跡と繼きたる
戸主
第七項 年齢六十歳未満の者廢疾又ハ不
具等にして一家の生計と營むおと能は
さるに非す或之重罪の刑に處せらきた
るに非すして戸主を罷め其跡と繼きた
る戸主
第八項 嗣子承祖の孫又ハ相續人廢疾又
ハ不具等ふ玄て一家の生計と營むこと

死に亡○○又は公務
せた者 の爲め負傷し若く
の疾病ふ罹ミテ免役
したる者の兄或ハ
したる公やけれつ
弟一人とめの爲免
にて手ハきハと負ひ
又ハ病氣ハて役と
免るさハたるもの
、兄か弟ハの一人
丈丈○戸主年齢家督
い年年れ年○嗣子跡ハをハぎ
○承祖の孫父あく
父父より家督と譲ハり
承る故ハ小孫子と云ハふ

徵集を猶豫するの限に在らず
第四章 徵兵區及び抽籤
第二十四條 徵兵區及ひ軍管師管及ひ府縣並
區域に從ふ其軍管ふ從ふものを軍管徵兵
區と爲し師管に從ふもとのと府縣徵兵區と
爲し府縣に從ふるのもとのと府縣徵兵區と
但府縣の管地兩師管に分屬するものと師管徵兵區と
管毎に一區を設く軍管に及ひ師管並徵兵區
域と別表ふ掲ぐ
各鎮臺ふ屬する歩兵は其師管

ひ充たす人數の○不足しゝる時兵員と要せる入用の○徴集に出す○時○徴集に應する者内第一項兄弟同時ふ徴集に應する者内一人一人一つふれ兄弟共よ一緒内一人一人つふれ兄弟共よ一緒にめし出さる、時は兩人の内一人○及び現役兵の兄或ひ第一人常備軍中現役に付て居る者兄か弟一人丈け○現役中死没常備軍中現役に在く軍ざに出て死せるか病氣にて

○日主癡疾の生涯
うふと○一家の生
なる者○一家の生
計一軒の○營む家
とす○事故の存す
る間り居るあいだ
○徵集と猶豫すしめ
出立と○教正の職
延す○教導職を務
に在る者と以て世
の風俗をため直す
者則ち教導職を務
むる○官立公立學
校教員小學校卒の

徴兵區限と他の諸兵へ其軍管徴兵區限
り之と徵集す但現役徴員及び其補充員不
足するとき歩兵は他の師管其他の諸兵と
他の軍管徴兵區よ之を補ふ
海軍及び近衛の諸兵ハ各軍管徴兵區又
當して全國より之と徵集す

第二十六條 抽籤は各府縣徴兵區限と之を
丁の身體検査終了たる後兵役に適す可
行ふものとす府縣徴兵區に於てハ其區壯
人員比身材職業に従ひ兵種を區別して番
號を定め抽籤せしむ

○準をるあぞふ○

本科生徒學校生徒
にも貸費
生私費生の二様あ
り貸費生ハ則ち本
科生徒にしく私費
生は本科に非そ
は兵學察核○海軍
の生徒あり○海軍
工夫せらる、職人
あり○身幹未だ定尺
又満たさる者身の
五尺にあ○病後病
ふぬ者○病後病
あげ○勞役に堪へ

號を定め抽籤せしむ

第二十七條 篓は一郡區毎に籤丁の人数と
以て一名乃至三名の總代人と出しく之を

抽か玄む
籤の正否と監し抽き舉くる所の番号を高
に兵種番号と記し籤箱に納れ籤簿掛の
籤札に前ふ置き籤丁名簿は順序に従ひ其氏名
と呼ひ總代人又之と抽りしめ籤簿掛之抽
と呼ひ玄め其籤札と受取籤簿又氏名

さる者骨折仕事の
○學術修業凡ての
修業○外國に寄留
する○國より止
まり居る者○禁錮
以上に該る可及刑
事被告人と爲す裁
判未決の者○輕重禁
錮から
上の重犯罪トある
可き刑事は被告人
と爲りさをきれ
まだ済まぬ者○
公權停止中の者○
公權埋を停止せる
とく罪を犯したる

さる者骨折仕事の
○學術修業凡ての
修業○外國に寄留
する○國より止
まり居る者○禁錮
以上に該る可及刑
事被告人と爲す裁
判未決の者○輕重禁
錮から
上の重犯罪トある
可き刑事は被告人
と爲りさをきれ
まだ済まぬ者○
公權停止中の者○
公權埋を停止せる
とく罪を犯したる

番号と記玄籤札の總代人に交付す
第二十九條 篓の其番号現役徵員の數に満
たる迄と以て現役籤とし其餘を以て補充籤とす
第五章 補充員及び豫備徵員
第三十條 補充員の補充籤と抽定たる者と
以て一個年間之内充つ其期限内現役兵欠
員とするとき又ハ戰時若くと事變に際し兵
員と要するときは其番号の順序又従ひ之と
徴集す 補充員の數を概ね現役徵員五分
の二より少からざるものとす

第三十二條 補充員にて其期限内徴集の
令あき者及び第十八條第三項の生徒にし
て二個年以上は課程を卒業たる者は年齢
満二十七歳迄之を第一豫備徵兵とす
第三十二條 第十七條に當る者として其年
官以上○教導職
やくにん○教導職
試補と除け○府縣
其上の者○府縣の會
會議員○府縣の會
醫學校學校○官
省院廳府縣大政官
藏司法文部宮内陸軍工部農商務省海
陸軍工部農商務省海

第三十二條 徵集の命あき者第十八條第二十一條又當
る者にして七個年間其事故の存する者及
び第一豫備徵兵と終りたる者年齡滿三十
二歲迄は之を第二豫備徵兵とす但第十七
條に當る者第二豫備徵兵と爲りる後六

元老大審統參事
検査院警視廳其他
各府縣杯○餘人外
の官廳
○代ふ可うらる
るゝへる事○技術
は職を奉する者藝
の職業と務○附籍
むるもの
戸主親族縁者又身
と寄せ人縁と
附て所るの○附籍
家督主人戸主は嗣子跡と繼
ぐ息○或は承祖の
孫同上の跡○相續
と繼ぐ孫○相續

個年間と該條に掲くる資格を失ひたると
きは現役に徵集す
第三十三條豫備徵員の戰時若くは事變に
際し兵員と要するとき之を徵集せ但第二
豫備徵員を徵集せる之後備兵と召集する
ときに限る

第六章難則
第三十四條毎年一月より十二月迄年齢
満十七歳と爲る者と其年九月一日より
同月十五日迄に戸主本人戸主あれば自身以下
と同上戸主とあるもの皆同じよ

人と罷め家督相續
を罷める
に癱疾不具で一家
の生計が出来ぬで
なく重罪杯の罪に
あつたると云ふ譯
もあくして相續と
罷めふる者の息子と
又ハ孫○分家家と
あを
○絶家跡繼の一
旦絶へる
る○廢家同○再興
家名を再び○失踪
繼ぎ立る
出奔して何處へか
行踪の分らぬ者
○戸主の死亡跡ある

り本人の氏名族籍住所誕生の年月日及び
職業を記載し本籍の戸長に届出可し
第三十五條毎年一月より十二月迄に年齢
満二十歳と爲る者は其年の九月一日より
同月十五日迄に書面を以て戸主より本籍
の戸長に届出可し若し届出の後翌年四月
十日迄に異動を生じたるとときは其事由を
詳記し三日以内ふ本籍の戸長に届出可し
但二十歳未満に志て現に服役する者ハ届
出るに及ばず

じて死去し○戸主
と罷めらる跡と繼
うす不具廢疾にて
重罪の刑に處せられ
たと云ふ譯もあ
くして戸主の死跡
又ハ家督相續とする
が正統は者か繼
がすして他人より
來く其跡を繼ぎ戸
主と成るもの
ひ抽籤 第二十四條
九條迄徵兵を召く
の區域及び取
きの仕方を示そ

第三十六條 第十七條に當る者其資格と失
ひ第十八條第十九條第二十一條と當る者
其事故止み及び第三十二條但書に當る異
動と生したるとき其事由と詳記し其年
の九月一日より同月十五日迄戸主より
本籍戸長に届出可^ホ但九月十六日以後
翌年四月十日以前本條と當る者は三日以
内本籍の戸長に届出可^ホ
第三十七條 他の府縣ふ寄留する病其地と
於て徵集に應せんと欲するときは其地より
第三十八條 現役兵在營在艦中の定期額付
給と與へ服食等と給そ
第三十九條 疾病或は犯罪等みて期限ふ際
し入營し難い者の其事由と詳記^ホ其疾病
に罹る者之醫師の診斷書と添へ即日戸長
に届出可^ホ其事故止むとた亦同じ

○徵兵區 兵卒を召
出する區
域○軍管 鎮臺れ歩
兵と除だ
其他兵卒を取る
を軍管區と名づく
○師管 鎮臺ふ附屬
取る所と師○府縣
管區と云ふ
轄境より
の區域に從ふの管
従ふ者と府縣徵兵
區と爲す各々兵士
せる又軍管徵兵區
師管徵兵區府縣徵
兵區の三區に別ら
て名目と立くられ

居住する者戸を以て證人と爲し八月十五
日迄戸主より其旨を本管廳に願出可^ホ
但第三十五條の届書に寄留地は戸長ふ
差出を可^ホ
第三十八條 現役兵在營在艦中の定期額付
給と與へ服食等と給そ
第三十九條 疾病或は犯罪等みて期限ふ際
し入營し難い者の其事由と詳記^ホ其疾病
に罹る者之醫師の診斷書と添へ即日戸長
に届出可^ホ其事故止むとた亦同じ

○但府縣の管地
兩師管に分屬する
ものハ師管毎に一
區と設く。府縣の管
區は兩方の師管區に
跨る者ハ兩師管共
に一區を設。○別表
べつだんの○鎮臺
書付に示す。○鎮臺
世の擾亂を鎮むる
と以て鎮と云ふ。

○屬する從ふ。○步
兵。○其の○其
他の諸兵。歩兵と除
他の諸兵。其外の兵

第四十條 第三十九條に掲くる者其年九月
一日又至るも事故猶止まざるときは之を
翌年廻し。者を爲し翌年更ふ検査と遂け
他の徴員に先ち徴集す可。一但戰時若くそ
事變に際。玄兵員と要するときは翌年徴
の期を待たず徴集す。

第四十一條 兵役と免れんか爲め身體を毀
傷し。疾病と作爲し其他詐偽の所爲と用ひ
又ハ逃亡若くと潜匿したる者又は正當の
敵あく検査所に參會せ。又は第三十五條

士○徵集を先し。あ
○現役徴員の鎮臺
に居る者○補充員人數
ふぬをた○近衛天
は御側を守○配當
護する兵士○壯丁
よ○之を行ふ兵士
す籠取り○身体検査
亥やな○若もの
うらたの強弱○兵
をしらべる。

第三十六條の届出と忘りたる者は抽籤の
法と用ひ毛直に現役に徴集し又は翌年檢
査と遂げ第四十條に掲くる者に先ち抽籤
の法を用ひ毛徴集を

第四十二條 常備現役年期の計算と總く其の
入營年の四月二十日第四十一條に掲くより起
算し豫備役及び後備役年期の計算と其定
例編入す可。年四月二十日より起算す
但禁錮の刑に處せらる。又は監視又は付せら
れ又は逃亡したる者其刑期中日數及び

役に適する兵士に○
兵種を區別し兵士
を定め籠取りの番
付をきめる○
○一郡區每ふ一區
に○籠丁くじ取○
人撰入札杯にて○
人撰入札杯にて○
一名乃至三名より
三人○總代人の人
代○抽籠の法く
取りの○籠簿掛當
仕方○帳面に記し
記は役人○面前

逃亡中の日數は服役年期に算入せす
第四十三條 第三十四條第三十五條第三十
六條第三十九條の届出と爲さる者及び
所に參會せざる者は三圓以上三十圓以下
の罰金に處す
第四十四條 兵役を免れんか爲め逃亡し又
は潛匿玄若くそ身體を毀傷し疾病を作爲
し其他詐偽の所爲ある者は一月以上一年
以下の重禁錮に處玄三圓以上三十圓以下

目の○名簿徵兵に
前へ○名簿取る可
き人の名を○順序
書きたる帳○順序
じもん○氏名兵士
むんる可兎人○正否正
れ名前○正否正
きか正しう監しぎ
らざるか監しん
みば○抽き舉くる
くじを抽○高聲た
き取る○高聲た
おの交はすりたる
籠札の總代○役
人小渡す
籠最早や直ぐ兵
士にある可兎く

第一	第二	第三	第四	第五
軍管	師管	國	名	の罰金と附加す
第四十五條	本令施行の爲先に要する規則	第四十五條	本令施行の爲先に要する規則	第四十五條
は別に布達を以て之と定む	は別に布達を以て之と定む	は別に布達を以て之と定む	は別に布達を以て之と定む	は別に布達を以て之と定む
武藏の内	麹町區 神田區 日本橋區 京橋區 芝區	本鄉區	下谷區 淺草區 橫濱區 荘原郡 南豐島郡	北豊島郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡
相模 甲斐 伊豆 上野 信濃の内	牛込區 小石川區 赤坂區 四谷區 牛込區 小石川區	南多摩郡	北多摩郡 久良岐郡 橋樹郡	新座郡 入間郡 高麗郡 比企郡 横見郡
更級郡 上毛郡 下高井郡	横濱區 荘原郡 南豐島郡	大里郡	都筑郡	秩父郡
上水内郡 下水内郡	大里郡	横見郡	秩父郡	秋葉郡
武藏の内	南佐久郡 北佐久郡	安房	上總	上總
本所	深川區 南葛飾郡	安房	上總	上總
北葛飾郡 南埼玉郡 北埼玉郡				

三十一

○與へ渡す○服食等と給を衣類食物○疾病や○犯罪つみと○期限に際し軍營給金に這入○醫師官の許可を得て開業○診斷書病氣の見立書○即日その○其事止むる時○醫士居るる玄やあり則ち容体書

亦同し上に記玄なる故障が濟みた○事故猶は止まさる時は前三十九條不書き出玄月一日にあざても○翌年更に検査を遂々明年新たに検査と仕直玄○他の徴員に先ち他の兵士よまだやまぬときり○正當の故あくもじみちた、しくは○検査所玄らべ○參會せず來ぬ○届出を怠りしごやうき○其他詐偽の所爲と用ひの玄わざをする○逃亡みげう○潜匿人の知らぬと拵へ○年期の計算年限の起算し數へ○定例編入す可き年み入る年○監視罪打捨置く○正當の故あくもじみちた、しくは○検査所玄らべ○參會せず來ぬ○届出を怠りすく○正當の故あくもじみちた、しくは○検査所玄らべ○參會せず來ぬ○届出を怠りしごやうき○其他詐偽の所爲と用ひの玄わざをする○逃亡みげう○潜匿人の知らぬと拵へ○年期の計算年限の起算し數へ○定例編入す可き年み入る年○監視罪犯し處分済み夫々の科は當てられ期限満ちて我家へ歸りて後尙ほ監視と云ふて以後をつゝしむう否哉を見るの刑と委しきれ刑法又就く見る可し○指定玄づ○罰金罪科せ償○罰金を附加す本刑に添へて○本令施行の爲めと要する規則の別に布達を以て之を定む此徵兵令を取り行ふ不付て入用のき

に布達を以て之を定むそくは別段ふ布令してき先るあり

○陸軍省達甲第四拾四號
府 縣 (沖繩札幌根室三縣を除)

○今般第四拾六號布告徵兵令改正相成候處本年徵兵適齡即ち來十七年徵集を可き者ハ既ふ舊徵兵令に據り調査し最早諸名簿整頓後に係ると以て十七年徵集を可き者は舊令に據り徵集致し新令第十一條第十七條乃至第十九條第二十一條第二十二條第二十五條第二項第三十條第二項第三十一條中の生徒第三十六條に當る事項を來十七年適齡即ち十八年徵集を可き者より實施致候儀と可心得此旨相達候事

明治十六年十二月廿八日

陸軍卿大山巖

F-41

明治十七年一月八日御届
全 一月廿七日出版

定價 金拾貳錢

編輯者 大阪府士族

三輪鑒藏

出版人 大阪府平民

北村幸二郎

府下東區淡路町三丁目
十九番地

發賣所

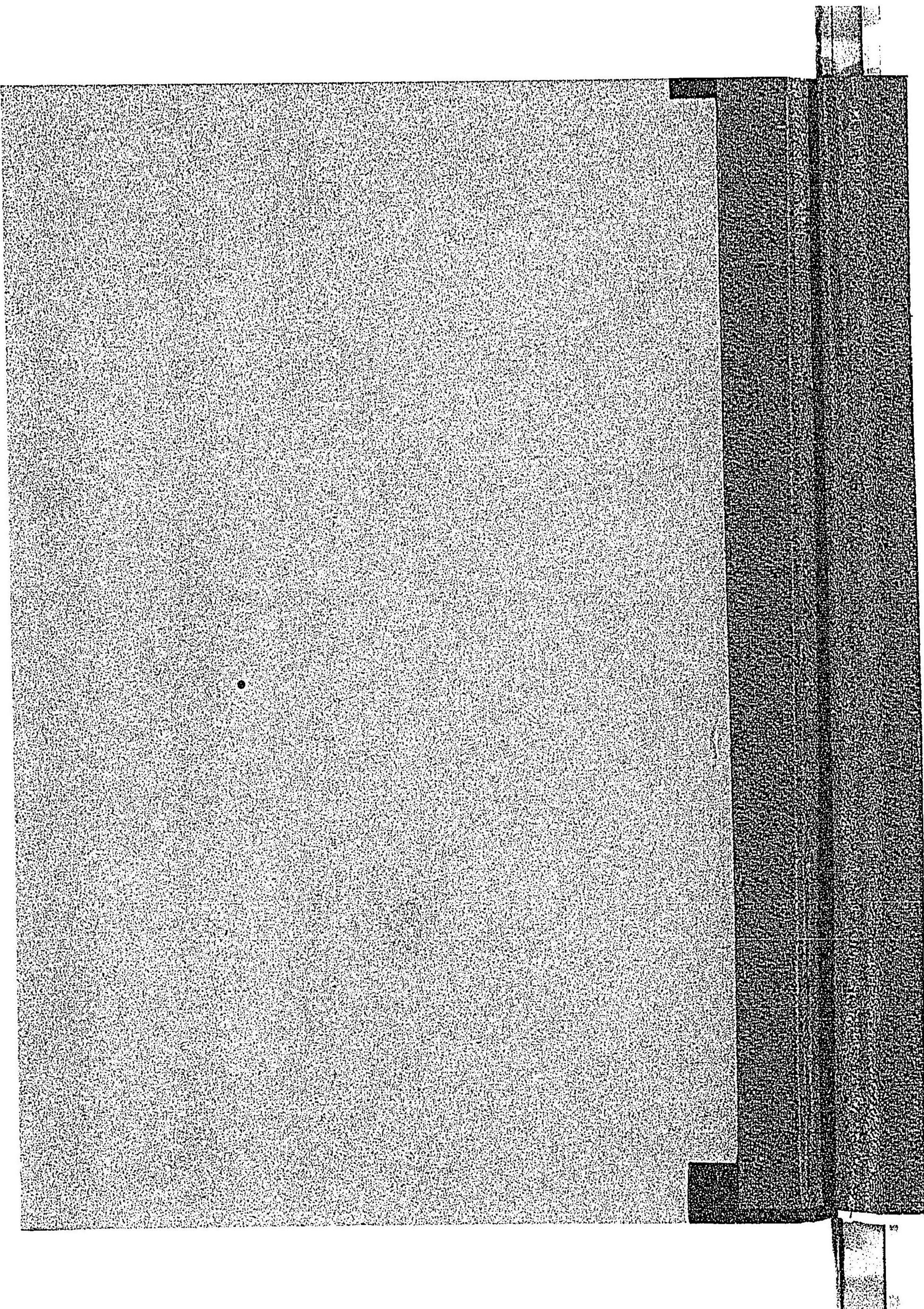
大阪心齋橋通備後町角
全南本町四丁目

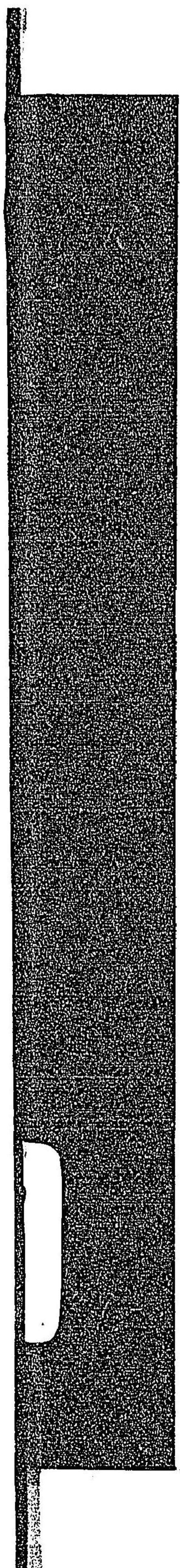
吉岡平助

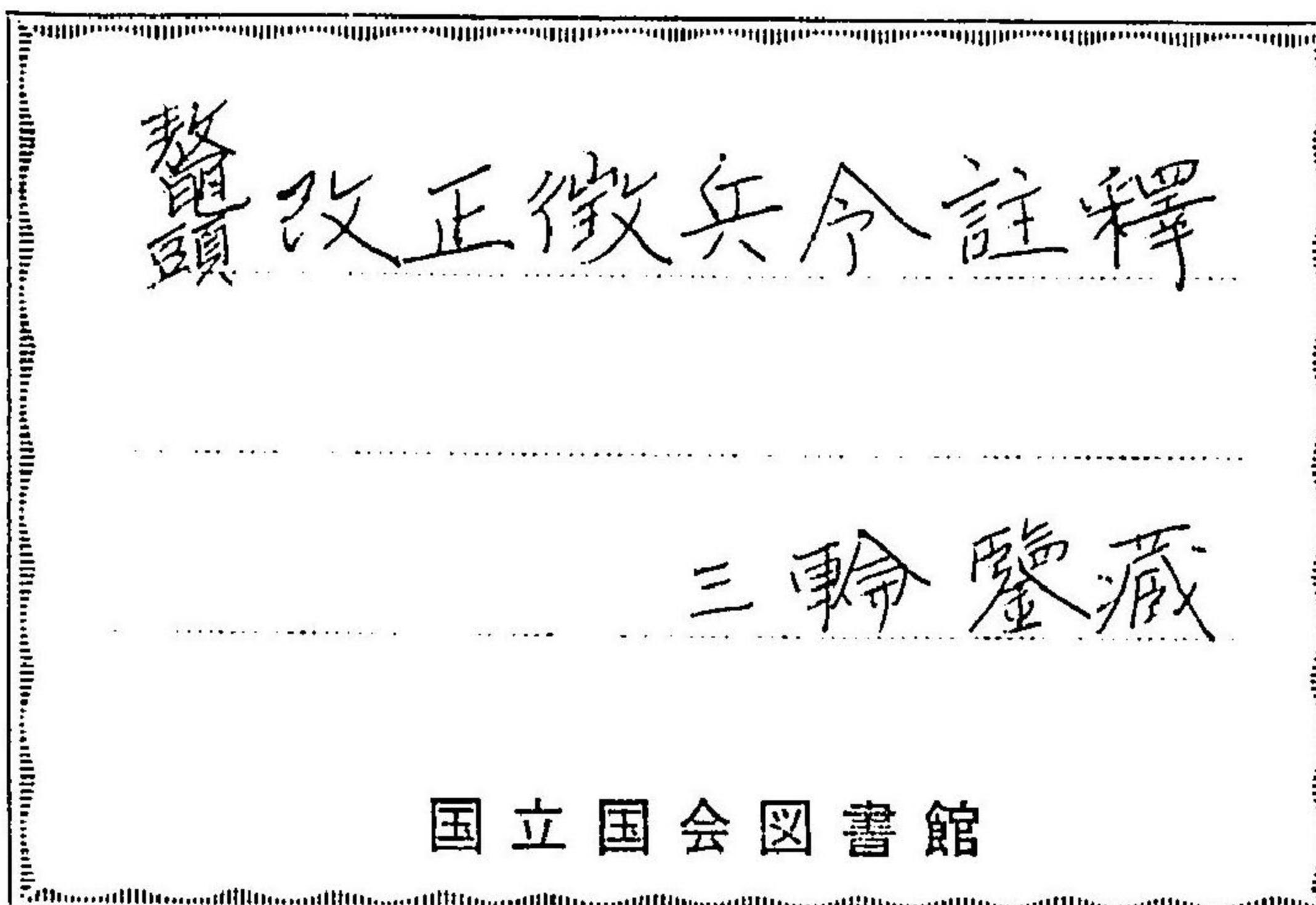
府下堺區大町

梶田喜藏

前田文林堂







038917-000-2

特49-750

改正徵兵令註釋（鼈頭）

三輪 鑒藏／編

M17.1

BCC-0138



4

7

—

